

被災住宅再建等利子補給制度を創設しました

市では、東日本大震災でお住まいの住宅に被害を受けた方が、銀行などから融資を受けて住宅の補修などの再建を行なう場合に、初期の負担軽減を図るため、返済利子の一部を助成する制度を創設しました。

● 利子補給対象者

〔すべての条件を満たす方〕
・ 東日本大震災で市内にお住まいの住宅に被害を受け、自ら居住するために住宅を補修または建築、購入する方

・ 住宅の被害が半壊または一部損壊で、「り災証明」が交付されている方（住宅には、賃貸している住宅、納屋・塀・カーポート等は含みません。）

・ 住宅が全壊・大規模半壊等で、被災者生活再建支援制度に基づく支援金の交付対象になっていない方

● 利子補給対象資金

住宅金融支援機構、民間金融機関等の被災者向け住宅融資資金等

● 利子補給対象融資限度額

100万円以上500万円以下

● 利子補給率

融資残高の年2%以内

● 利子補給期間

借入から5年間

● 制度実施期間

平成23年度から平成25年度までの3年間

● 受付開始日

6月1日(水)から

● その他

東日本大震災で家屋が損壊し、すでに金融機関から融資を受けている場合も対象になります。制度の詳細については、都市計画課までお問い合わせください。

● 問い合わせ先

都市計画課

☎(48)2114

被災者向け

巡回住宅相談会のお知らせ

県では、この度の地震により被災された住宅に関して、建築士増改築相談員など建築関係専門の相談員による巡回住宅相談会を開催します。

相談料は無料ですが、事前予約が必要です。

なお、お車でご来場の方で、相談員の送迎ができる場合には、現地での相談にも対応します。お申し込みの際にご相談ください。

予約は先着順となりますので、予約の状況によってはお受けできない場合があります。

● 日時

6月17日(金)
午前10時～午後4時
(正午～午後1時を除く)

● 場所

下野市役所 南河内庁舎
別館第一会議室

● 相談内容

被災された住宅に関する相談等

● 相談員

栃木県豊かな住まいづくり協議会会員(建築士増改築相談員等)

● 事前予約

(社)栃木県建築士会
☎028(639)3150

● 問い合わせ先

栃木県県土整備部住宅課
☎028(623)2484
下野市都市計画課
☎(48)2114



はかりの定期検査 実施について

商店や会社・宅配便等の取引用(営業用)及び病院・学校・保育所等の証明用に使用しているはかりは、計量法で定められている定期検査(2年に1度)を受けなければなりません。

下野市における検査の日程は次のとおりです。最寄りの会場で必ず受けてください。この検査を受けないはかりは、取引・証明に使用できなくなりしますのでご注意ください。

● 定期検査実施日

・ 6月13日(月)、14日(火)
下野市テーマ館(花の木)
・ 6月15日(水)
国分寺庁舎東車庫
・ 6月16日(木)
南河内庁舎

● 受付時間

午前10時～午後3時
(正午から午後1時は除く)

● 問い合わせ先

商工観光課
☎(48)2112
栃木県計量検定所
☎028(667)9425